**介護保険制度の改正案の主な内容について**

**①地域包括ケアシステムの構築**

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実。

**サービスの充実**

○地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進

③地域ケア会議の推進、④生活支援サービスの充実・強化

＊介護サービスの充実は、前回改正による24時間対応の定期巡回サービスを含めた介護サービスの普及を推進

＊介護職員の処遇改善は、27年度介護報酬改定で検討

**重点化・効率化**

①全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化

＊段階的に移行（～29年度）

＊介護保険制度内でサービスの提供であり、財源構成も変わらない。

＊見直しにより、既存の介護事業所による既存サービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供が可能。これにより、効果的・効率的な事業も実施可能。

②特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護３以上に限定（既入所者は除く）

\* 要介護１・２でも一定の場合には入所可能

**②費用負担の公平化**

低所得者の保険料軽減を拡充。また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す。

**低所得者の保険料軽減を拡充**

○低所得者の保険料の軽減割合を拡大

・給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大

＊保険料見通し： 現在5,000円程度→2025年度8,200円程度

＊軽減対象：

①平成27年4月～ 市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い者（65歳以上の約2割）

②平成29年4月～ 市町村民税非課税世帯（65歳以上の約３割）

**重点化・効率化**

①一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ

・２割負担とする所得水準を、65歳以上高齢者の所得上位20％とした場合、合計所得金額160万円（年金収入で、単身280万円以上、夫婦359万円以上）。ただし、月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない。

・医療保険の現役並み所得相当の人は、月額上限を37,200円から 44,400円に引上げ

②低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

・預貯金等が単身1000万円超、夫婦2000万円超の場合は対象外

・世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合は対象外

・給付額の決定に当たり、非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入として勘案

＊不動産を勘案することは、引き続きの検討課題

○ このほか、「2025年を見据えた介護保険事業計画の策定」、「サービス付高齢者向け住宅への住所地特例の適用」、「居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲・小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行」等を実施

[出典：厚生労働省「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（Ｈ26.2.25）」配布資料を加工して作成]

**新しい地域支援事業の全体像**

**＜見直し後＞**

**＜現行＞**

介護保険制度

介護給付（要介護１～５）

[財源構成]

国（25％）

都道府県（12.5％）

市町村

（12.5％）

1号保険料

（21％）

2号保険料

（29％）

介護給付（要介護１～５）

介護予防給付（要支援１～2）

現行と同様

介護予防給付

（要支援1～2）

訪問介護

通所介護

訪問看護

福祉用具等

**地　域　支　援　事　業**

○介護予防・生活支援サービス事業

・訪問型サービス

・通所型サービス

・生活支援サービス

（配食等）

・介護予防支援事業

（ケアマネジメント）

○一般介護予防事業

**新しい介護予防・**

**日常生活支援総合支援**

(要支援1～2、それ以外の者)（要支援1～2）

事業に移行

***地　域　支　援　事　業***

全市町村で

実施

**介護予防事業**

**又は介護予防・**

**日常生活支援総合事業**

○二次予防事業

○一次予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

**多様化**

[財源構成]

国（39.5％）

都道府県

(19.75％）

市町村

(19.75％）

1号保険料

（21％）

**包括的支援事業**

○地域包括支援センターの運営（左記に加え、地域ケア会議の充実）

○在宅医療・介護連携の推進

○認知症施策の推進

(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員 等)

○生活支援サービスの体制整備 (コーディネーターの配置、協議体の設置等)

**包括的支援事業**

○地域包括支援センターの運営

・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

**充実**

**任意事業**

○介護給付費適正

化事業

○家族介護支援事

業

○その他の事業

[出典：厚生労働省「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（Ｈ26.2.25）」配布資料を加工して作成]

**任意事業**

○介護給付費適正化事業

○家族介護支援事業

○その他の事業